

## 法に基づく届出制度


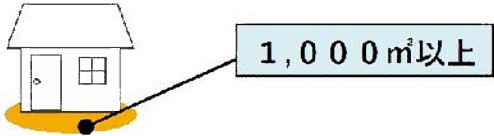

### (1) 居住誘導区域外で行う建築等の行為

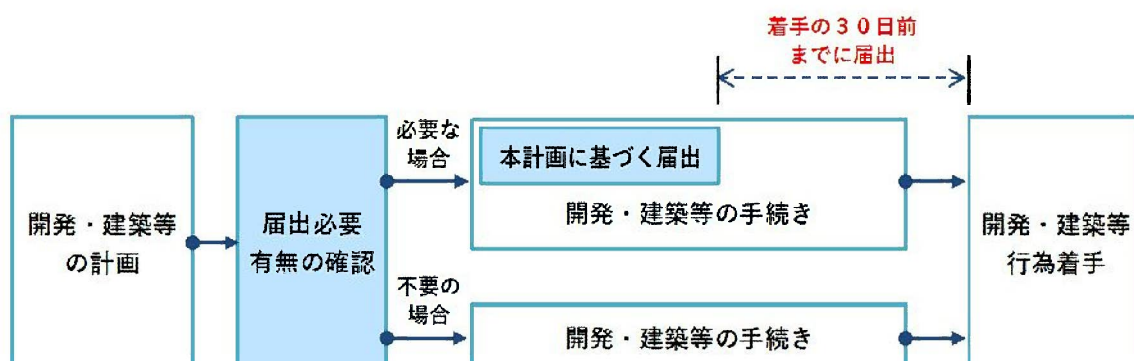
都市再生特別措置法（第 88 条）に基づき、以下の行為を行う場合、着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所などについて、町への届出が必要となります。

この届出制度は、町が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握し、居住の誘導のための施策に関する情報提供や調整等を行う機会として活用することを目的としています。

なお、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅の立地の誘導を図るうえで支障があると認められるときは、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告を行う場合があります。

誘導区域外における届出の対象行為

<p><b>開発行為</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの</li> </ul> 
<p><b>建築等行為</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3戸以上の住宅を新築する場合</li> <li>・建築物を改築し、又はその用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</li> </ul> 



## (2) 都市機能誘導区域外で行う建築等の行為

都市機能誘導区域外の区域では、都市再生特別措置法（第 108 条）に基づく届出制度の導入について検討し、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きの把握につなげます。

町は届出に対して支障がある場合には必要な勧告を行うことができ、あっせん等の措置を講じるよう努めることとします。

<p><b>開発行為</b></p>	<p>○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行なうとする場合</p>
<p><b>建築等行為</b></p>	<p>①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合</p>

